

市川市次期クリーンセンター整備・運営事業に関する基本協定書（案）

令和6年8月

市川市

市川市次期クリーンセンター整備・運営事業に関する基本協定書

市川市次期クリーンセンター整備・運営事業（以下「本事業」という。）に関して、市川市（以下「市」という。）と、本事業を対象とした総合評価一般競争入札により落札者として決定された【●●●●】、【●●●●】及び【●●●●】（以下総称して「事業者」という。）は、各々の対等な立場における合意に基づいて、以下の条項による公正な協定（以下「基本協定」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行する。

基本協定の証として本書【●】通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

令和 7 年【●】月【●】日

市 千葉県市川市八幡 1 丁目 1 番 1 号
市川市
代表者 市川市長 田中 甲

事業者 ※担当する業務に応じて記載

【代表企業】

所在地 【●●●●】
名 称 【●●●●】
代表者 【役職及び氏名】

【施設整備企業】

所在地 【●●●●】
名 称 【●●●●】
代表者 【役職及び氏名】

【施設運営企業】

所在地 【●●●●】
名 称 【●●●●】
代表者 【役職及び氏名】

目次

第1条（目的）	1
第2条（用語の定義）	1
第3条（基本的合意）	1
第4条（秘密の保持等）	1
第5条（基本協定の有効期間）	2
第6条（権利義務の譲渡等）	2
第7条（事業者の役割等）	3
第8条（業務の引継）	3
第9条（基本協定の変更）	3
第10条（債務不履行）	4
第11条（共同事業体等の結成）	4
第12条（準備行為等）	4
第13条（事業契約の締結）	4
第14条（事業契約の不成立）	6
第15条（不公正入札等に係る賠償の予定）	6
第16条（準拠法及び管轄裁判所）	7
第17条（解釈）	7
別紙1 用語の定義	8
別紙2 個人情報取扱特記事項	10
別紙3 情報セキュリティ取扱特記事項	12

市川市次期クリーンセンター整備・運営事業に関する基本協定書（案）

（目的）

第1条 基本協定は、事業者が、本事業の実施に関する業務を担う者として選定されたことを確認し、第13条の規定に基づき市との間で本事業の実施に関する契約（以下「事業契約」という。）を締結し、本事業を円滑に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 基本協定において使用する用語の定義は、別紙1に定めるところによるものとする。

2 基本協定における各条項の見出しは、参照の便宜のために付すものであり、基本協定の各条項の解釈に影響を与えないものとする。

（基本的合意）

第3条 市及び事業者は、事業者が本事業に関して市が実施した総合評価一般競争入札による落札者となり、事業者が本事業の実施に関する業務を担う者として選定されたことを確認する。

2 事業者は、入札説明書等を遵守のうえ、事業者提案の内容を市に対して提案したことを確認する。

（秘密の保持等）

第4条 事業者は、この基本協定の履行に関する個人情報の取扱いについては、別紙2「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

2 事業者は、この基本協定の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 事業者は、市の書面による承諾なく、成果物（この基本協定に従いまたはその履行に関して事業者が市に提出した又は市に提出予定の一切の書類、図面、写真、映像等をいい、未完成の成果物及び業務等を行う上で得られた記録等を含む。以下同じ。）を第三者に閲覧させ、複写させ又は譲渡してはならない。

4 市及び事業者は、基本協定の履行に関して相手方から秘密情報として受領した情報を秘密として保持し、かつ、責任をもって管理し、基本協定の履行以外の目的で当該秘密情報を使用してはならず、基本協定に別段の定めがある場合を除いては、相手方の事前の承諾なしに第三者に開示してはならない。

5 次の情報は、前項の秘密情報に含まれないものとする。

（1）開示の時点で公知となっており、又は開示を受けた当事者による基本協定上の義務違反によることなく公知となった情報

- (2) 相手方から開示されるよりも前に自らが正当に保持していたことを証明できる情報
 - (3) 相手方から開示された後に市及び事業者のいずれの責めにも帰すことのできない事由により公知となった情報
 - (4) 開示を受けた当事者が、第三者から秘密保持義務を負うことなく入手した情報
 - (5) 市及び事業者が、基本協定に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により合意した情報
- 6 事業者は、本件業務に関する情報の取扱いについては、前項に定めるもののほか、別紙3を遵守しなければならない。
- 7 第4項の規定にかかわらず、市及び事業者は、次に掲げる場合は、相手方の承諾を要することなく、秘密情報を開示することができるものとする。ただし、開示されることにより事業者の権利が著しく損なわれると認められる情報が秘密情報に含まれる場合は、本項第2号、第3号を除き、市は事業者との間で事前に当該情報の取扱いについて協議する。
- (1) 弁護士、公認会計士、税理士、公務員等の法令上の守秘義務を負担する者に開示する場合
 - (2) 法令等の規定に従い開示が要求される場合
 - (3) 権限ある官公署の命令に従う場合
 - (4) 市又は事業者が本事業に関連して業務を委託したアドバイザーに対して基本協定と同等の秘密保持義務を課して開示する場合
 - (5) 市が本件業務を、事業者以外の第三者に委託し、若しくは請け負わせる場合の当該第三者に開示する場合又は当該第三者を選定する手続において特定又は不特定の者に開示する場合
 - (6) 市が本事業に関して市川市議会及び市川市民に対する説明義務を果たすために必要な事項を開示する場合

（基本協定の有効期間）

- 第5条 基本協定の有効期間は、基本協定締結の日から基本契約の締結日までとする。ただし、施設整備請負契約の本契約が締結に至らない場合は、市が施設整備請負契約の本契約が締結に至らないと判断して代表企業に通知した日までとする。
- 2 基本協定の有効期間の終了にかかわらず、前条、第11条及び第13条から第15条までの規定は、なおその効力を有する。

（権利義務の譲渡等）

- 第6条 事業者は、この基本協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、市の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 事業者は、成果物を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供しては

ならない。ただし、あらかじめ、市の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

- 3 事業者は、市の事前の書面による承諾を得た場合を除き、基本協定上の地位又は基本協定により生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、担保の目的に供し、又はその他の方法による処分をしてはならない。

（事業者の役割等）

第7条 本事業の実施において、事業者は市との間で書面により別途合意した場合を除き、それぞれ、次に定める役割及び義務を負うものとする。

- (1) 事業者は、事業期間にわたり本事業を適正かつ確実に実施するために、事業者と独立した会計帳簿書類及び経理規定を分離して設け、経営の安定と継続が図られるように必要な措置をとらなければならない。
 - (2) 施設整備企業は、基本協定、基本契約、施設整備請負契約、要求水準書及び事業者提案に基づき、施設整備業務を適正かつ確実に実施する。
 - (3) 施設運営企業は、基本協定、基本契約、運営業務委託契約、要求水準書及び事業者提案に基づき、施設運営業務を適正かつ確実に実施する。
 - (4) 事業者は、事業期間にわたり本事業を適正かつ確実に実施するために、各事業者の間の調整を円滑に行えるように協力する。
- 2 基本協定で定める行為については、原則として、市は代表企業に対して行うものとし、市が代表企業に対して行った行為は、すべての事業者に対して行ったものとみなし、また、事業者は、市に対して行う行為について代表企業を通じて行わなければならない。

（業務の引継）

第8条 事業者は、事業期間中において基本契約の定めるところにより自らが担当している業務を他の事業者又は市が承諾した第三者に引き継ぐ場合は、他の事業者の定めるところに従うものとする。

- 2 前項の規定により業務を引き継ごうとする事業者は、市が承諾した第三者に業務を引き継がせる場合は、当該第三者をして基本協定、基本契約、引き継がせる業務に係る事業契約、要求水準書及び事業者提案に従わせるものとする。

（基本協定の変更）

第9条 市は、基本協定を変更する必要があると認めるときは、変更内容を記載した書面を代表企業に通知し、その変更を請求することができる。

- 2 代表企業は、前項の書面を受領した日から14日以内に、変更に伴う措置及び期間、費用等の変動の有無について他の事業者とともに検討し、検討結果を市に通知のうえ、市との間で協議を行うものとする。
- 3 前項の協議が整わない場合は、本事業が公共性と民間事業者の活用を図るものである

ことの趣旨を鑑みて、市が合理的な変更案を定めるものとし、事業者はこれに従わなければならない。

- 4 基本協定の変更は、市及び事業者の書面による合意によらない限り、効力を生じないものとする。

（債務不履行）

第 10 条 事業者は、基本協定上の義務を履行しないことにより市に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

- 2 市は、代表企業に対して、前項の規定による損害賠償金の全額の支払を請求することができる。

- 3 前項の規定により、代表企業が市に損害賠償金を支払ったときは、代表企業は、これに要する費用及び損害賠償責任の内部的な分担について、その責任をもって速やかに且つ適法に解決する義務を負うものとする。

（共同事業体等の結成）

第 11 条 施設整備企業及び施設運営企業は、事業者提案に則り、共同事業体協定書を締結のうえ、これを維持するものとする。

- 2 施設整備企業のうち建築物の建設を実施する企業において、市が定める市川市特定建設工事共同企業体発注基準に則り共同企業体を結成している場合は、別紙の特定建設工事共同企業体協定書（以下「建設企業協定書」という。）により共同企業体（以下「特定建設工事共同企業体」という。）を組成するものとし、これを維持するものとする。

- 3 第 1 項及び前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由により共同事業体協定書及び建設企業協定書を変更する必要がある場合は、市の事前の書面による承諾を得たうえで、変更することができる。この場合、共同事業体又は共同企業体は、変更協定書を締結し、これを市に対して提出するものとする。

（準備行為等）

第 12 条 事業者は、事業契約の締結前であっても、自己の責任と費用負担により本事業の実施に関して必要な準備行為を行うことができるものとし、市は必要かつ可能な範囲で事業者に対して協力するものとする。

（事業契約の締結）

第 13 条 市及び事業者は、入札説明書等及び事業提案に基づき、市及び事業者との間において【●】年【●】月【●】日を目途として事業契約を締結する。締結にあたっては、代表企業が手続きのとりまとめを担うものとする。ただし、施設整備請負契約は、市川市議会での可決後に本契約を締結する仮契約とし、基本契約及び運営業務委託契約は、施設整

備請負契約の本契約の締結を効力発生の条件とする。

- 2 事業者は、事業契約の締結に関する協議にあたっては、本事業の入札手続に係る市の要望を尊重するものとする。
- 3 市は、入札説明書等の文言に関し、事業者より説明を求められた場合、入札説明書等において示された本事業の目的及び理念に照らして、その条件の範囲内において趣旨を明確化するものとする。
- 4 市は、施設整備請負契約の本契約の締結がされる前に事業者のいずれかが本事業に係る入札において定められた入札参加資格を欠くこととなった場合は、事業契約を締結しないことができる。
- 5 市は、施設整備請負契約の本契約の締結がなされる前に事業者のいずれかが事業契約に関して以下の各号のいずれかに該当したときは、事業契約を締結しないことができる。
 - (1) 公正取引委員会が、事業者のいずれかに対して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 7 条若しくは第 8 条の 2（同法第 8 条第 1 号又は第 2 号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
 - (2) 公正取引委員会が、事業者のいずれかに対して、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき、または課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。）。
 - (3) 事業者のいずれか（事業者又はその代理人が法人であるときはその役員又は使用人）について、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項 1 号の規定による刑が確定したとき。
- 6 市は、施設整備請負契約の本契約の締結前に事業者のいずれかにおいて、次の各号のいずれかに該当する事由が発生したときは、事業契約を締結しないことができる。
 - (1) 役員等（役員又はその支店若しくは営業所（常時建設工事の請負契約を締結する事務所をいう。）の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下、「暴力団対策法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）若しくは暴力団員等（暴力団対策法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下同じ。）であると認められるとき、又は暴力団若しくは暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (2) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団等（暴力団及び暴力団員等並びに暴力団及び暴力団員等と密接な関係を有する者をいう。以下同じ。）を利用するなどしたと認められるとき。
 - (3) 役員等が、暴力団等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは

は積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

- (4) 役員等が暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (5) 役員等が、暴力団、暴力団員等又は第1号から第4号のいずれかに該当する法人等（法人その他の団体又は個人をいい、市川市入札参加業者適格者名簿に登載されているか否かを問わない。）であることを知りながら、これを不当に利用するなどしていると認められるとき。
- 7 施設整備企業は、連帯して施設整備業務の実施にあたるものとし、市に対し施設整備請負契約において負担する一切の債務を、民法（明治29年法律第89号）第454条に定めるところにより相互に連帯して保証するものとする。
- 8 施設運営企業は連帯して施設運営業務の実施にあたるものとし、市に対し運営業務委託契約において負担する一切の債務を、民法（明治29年法律第89号）第454条に定めるところにより相互に連帯して保証するものとする。

（事業契約の不成立）

- 第14条 施設整備請負契約について市川市議会の可決が得られなかったとき、又は市及び事業者のいずれの責にも帰すべからざる事由により事業契約の締結に至らなかったとき、若しくは事業契約の効力が生じなかったときは、既に市と事業者が本事業の準備に関して支出した費用は各自が負担するものとし、相互に債権債務関係の生じないことを確認する。
- 2 前項の規定にかかわらず、事業者は正当な理由なく事業契約を締結しない場合又は事業契約を締結しない意向を市に明示的又は黙示的に通知した場合、施設整備費に100分の110を乗じた金額の100分の5に相当する額と施設運営費の12か月分に対する額の100分の5に相当する額の合計額を、違約金として市の指定する期間内に支払うものとする。
- 3 前項の違約金については、事業者は共同連帯して支払わなければならない。
- 4 市は、代表企業に対して、第2項の規定による違約金の全額の支払を請求することができる。
- 5 前項の規定により、代表企業が市に違約金を支払ったときは、代表企業は、これに要する費用及び責任の内部的な分担について、その責任をもって速やかに且つ適法に解決する義務を負うものとする。

（不公正入札等に係る賠償の予定）

- 第15条 事業者のいずれかが第13条第5項各号のいずれかに該当したときは、事業契約の不成立又は解除にかかわらず、施設整備費に100分の110を乗じた金額の100分の20に相当する額と施設運営費の12か月分に対する額の100分の20に相当する額を、賠償金として市の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、第13条第5項に掲げ

る場合において、命令、審決又は刑罰の対象となる行為が不公正な取引方法（昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項に該当する場合その他市が特に必要と認めた場合は、その限りではない。

- 2 事業者のいずれかが第 13 条第 6 項各号のいずれかに該当したときは、事業契約の不成立又は解除にかかわらず、施設整備費に 100 分の 110 を乗じた金額の 100 分の 10 に相当する額と施設運営費の 12 か月分に対する額の 100 分の 10 に相当する額の合計額を、賠償金として市の指定する期間内に支払わなければならない。
- 3 第 1 項及び前項の賠償金については、事業者は共同連帯して支払わなければならない。
- 4 市は、代表企業に対して、第 1 項の規定による賠償金の全額の支払を請求することができる。
- 5 前項の規定により、代表企業が市に賠償金を支払ったときは、代表企業は、これに要する費用及び損害賠償責任の内部的な分担について、その責任をもって速やかに且つ適法に解決する義務を負うものとする。
- 6 第 1 項及び第 2 項本文の規定は、実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、超過分につき賠償を請求することができる。

（準拠法及び管轄裁判所）

第 16 条 基本協定は日本国の法令に準拠するものとし、日本国の法令に従って解釈される。

- 2 基本協定に関する紛争又は訴訟については、市の事務所の所在地を管轄する裁判所を合意による専属的管轄裁判所とする。

（解釈）

第 17 条 基本協定に定めのない事項又は基本協定の解釈に関して疑義が生じた場合は、その都度、市と事業者が協議して定めることとする。

別紙１ 用語の定義

基本協定において使用する用語の定義は、次に掲げるとおりとする。なお、各用語は五十音順に列記している。

- 1 「アドバイザー」とは、市又は事業者から本事業の実施又は本事業の入札手続等に関して業務を受任し、又は請け負った者をいう。
- 2 「運營業務委託契約」とは、市と事業者との間で締結する「市川市次期クリーンセンター整備・運営事業に関する運營業務委託契約書」に基づく契約（当該契約に関して市と事業者との間で締結される一切の協定書、覚書その他の契約による修正及び変更する部分を含む。）をいう。
- 3 「基本契約」とは、市と事業者との間で締結する「市川市次期クリーンセンター整備・運営事業に関する基本契約書」に基づく契約（当該契約に関して市と事業者との間で締結される一切の協定書、覚書その他の契約による修正及び変更する部分を含む。）をいう。
- 4 「経営管理」とは、基本協定、基本契約、要求水準書及び事業者提案に基づいて事業者が行う自らの経営管理をいう。
- 5 「事業期間」とは、基本契約の締結日を開始日（同日を含む。）とし、理由の如何を問わず基本契約が終了した日又は令和 32 年 12 月 31 日のいずれか早い方の日を終了日（同日を含む。）とする期間をいう。
- 6 「事業契約」とは、基本契約、施設整備請負契約（仮契約を含む。）及び運營業務委託契約の総称をいう。本事業を実施するうえで一体の契約をなすものとする。
- 7 「事業者提案」とは、本事業に関する入札手続において事業者が市に提出した本事業の実施に関する提案書類一式（入札手続のヒアリング等における回答を含む。）をいう。
- 8 「施設運営企業」とは、事業者提案において市川市次期クリーンセンター運營業務の実施を担当すると規定されている企業をいう。複数の企業による場合は、民法上の組合契約に基づく共同事業体を構成するものとする。
- 9 「施設運營業務」とは、本事業における市川市次期クリーンセンターの運転管理業務及び維持管理業務、施設運營業務期間終了時の市への引き継ぎ業務の総称をいう。
- 10 「施設整備請負契約」とは、市と施設整備企業との間で締結する「市川市次期クリーンセンター整備・運営事業に関する施設整備請負契約書」に基づく契約（当該契約に関して市と施設整備企業との間で締結される一切の協定書、覚書その他の契約による修正及び変更する部分を含む。）をいう。
- 11 「施設整備企業」とは、市川市次期クリーンセンターの整備（設計・建設・撤去等）を実施する企業のことをいう。複数の企業による場合は、民法上の組合契約に基づく共同事業体を構成するものとする。
- 12 「施設整備業務」とは、基本契約、施設整備請負契約、要求水準書等に基づいて市

川市次期クリーンセンターを整備する業務をいう。

- 13 「代表企業」とは、入札説明書等、基本協定、基本契約、施設整備請負契約及び事業者提案に基づいて市川市次期クリーンセンターのプラントの設計及び建設を担当する事業者をいう。
- 14 「入札説明書等」とは、本事業に関する入札手続において市が公表した一切の資料及び当該資料に係る質問回答書をいう。
- 15 「本件業務」とは、施設整備業務及び施設運営業務の総称をいう。
- 16 「要求水準書」とは、本事業に関する入札手続において市が公表した資料である「市川市次期クリーンセンター整備・運営事業に関する要求水準書」及び当該資料に係る質問回答書をいう。
- 17 「要求水準書等」とは、要求水準書及び事業者提案をいう。

別紙２ 個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第１条 事業者は、この協定による個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

（個人情報の機密保持義務）

第２条 事業者は、この協定による事務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしはならない。この協定終了後も、同様とする。

（受託目的以外の個人情報の利用の禁止）

第３条 事業者は、この協定による事務进行处理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、事務の目的の範囲内で行うものとする。

（第三者への個人情報の提供の禁止）

第４条 事業者は、この協定による事務进行处理のために収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等を、市の承諾なしに第三者に提供してはならない。

（再委託の禁止又は制限）

第５条 事業者は、この協定による事務を自ら処理するものとし、やむを得ず第三者に再委託するときは、必ず市の承諾を得るものとする。

（適正管理）

第６条 事業者は、この協定による事務进行处理するため市から提供を受けた個人情報の滅失及び損傷の防止に努めるものとする。事業者自らが当該事務进行处理のために収集した個人情報についても、同様とする。

（個人情報の複写又は複製の禁止）

第７条 事業者は、この協定による事務进行处理のため市から提供を受けた個人情報が記録された資料等を、市の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

（個人情報の無断持ち出しの禁止）

第８条 事業者は、市から提供を受けた個人情報が記録された資料等について、市の承諾なしに、いかなる手段を用いても次に掲げる行為をしてはならない。

- （１） この協定により指定された作業場所以外の場所に持ち出し、又は送付すること。
- （２） 電子メール、ファックスその他の電気通信（電気通信事業法第 2 条第 1 号に規定す

る電気通信をいう。)を利用して、この協定により指定された作業場所以外の場所に送信すること。

（事故発生時の報告義務）

第9条 事業者は、この協定の事務を処理するに当たり、個人情報記録された資料等の漏えい、滅失、その他の事故が発生したとき、又は発生する恐れがあることを知ったときは、速やかに市に報告し、市の指示に従うものとする。

（個人情報の返還又は抹消義務）

第10条 事業者がこの協定の事務を処理するために、市から提供を受け、又は事業者自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、この協定の満了後直ちに市に返還し、又は引き渡し、若しくは市の指示に従い抹消するものとする。ただし、市が別に指示したときは当該方法によるものとする。

（事業所への立入検査に応じる義務）

第11条 市は、必要があると認めるときは、この協定の事務に係る事業者の事務所に、随時に立ち入り、調査をおこない、又は事業者に参加となるべき報告もしくは資料の提出を求めることができる。

2 事業者は、前項の立入調査を拒み、妨げ、又は報告もしくは資料の提出を怠ってはならない。

（損害賠償義務）

第12条 事業者が故意又は過失により個人情報を漏えい等したときは、事業者はそれにより生じた損害を賠償しなければならない。

別紙3 情報セキュリティ取扱特記事項

（基本的事項）

第1条 事業者は、この協定に基づく業務（以下「本件業務」という。）を履行するに当たっては、適正に情報セキュリティの管理を行う体制を整備し、情報セキュリティに関する適切な管理策を講じなければならない。

（定義）

第2条 この特記事項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 本件業務に関する情報 市が本件業務を履行させるために事業者へ提供した情報（個人情報を含む）又は事業者が本件業務を履行するために収集し、若しくは作成した情報をいい、形状は問わず、複写複製も含むものをいう。
- (2) 情報セキュリティ 本件業務に関する情報を含む情報の機密性、完全性及び可用性を確保し、維持することにより、適切な利用環境を維持しながら、犯罪や災害等の各種脅威から情報を守ることをいう。
- (3) 機密性 情報へのアクセスが許可されない者は、情報にアクセスできないようにすることをいう。
- (4) 完全性 正確な情報及び正確な処理方法を確保することをいう。
- (5) 可用性 情報へのアクセスが許可されている者が必要なときに確実に利用できるようにすることをいう。
- (6) 情報システム 情報を適切に保存・管理・流通するための仕組みをいい、コンピュータとネットワーク及びそれを制御するソフトウェア、その運用体制までを含んだものをいう。
- (7) マルウェア 情報システムに対して攻撃をするソフトウェアをいう。
- (8) 情報セキュリティインシデント 情報セキュリティに関する事故・問題をいう。

（目的外利用の禁止）

第3条 事業者は、本件業務の履行に当たり、本件業務に関する情報を収集、作成又は利用するときは、本件業務の履行目的の範囲内で行うものとする。

2 事業者は、本件業務の履行に当たり市に対し、当該情報にアクセスする者及びアクセス方法について明示し、市の承認を得なければならない。

（第三者への提供の禁止）

第4条 事業者は、本件業務に関する情報を、市の承諾なしに第三者に提供してはならない。

（再委託の禁止又は制限）

第5条 事業者は、本件業務を自ら履行するものとし、やむを得ず本件業務の一部を第三者に再委託するときは、再委託する業務範囲を明示したうえで、必ず市の承諾を得るものとする。

2 事業者は、前項の規定により市の承諾を得て第三者に再委託する場合にあっては、再委託先に対し情報セキュリティに関して監督する責任を有することとし、再委託先の情報セキュリティの管理体制について市に報告しなければならない。

3 事業者は、市が前項の規定による報告によって再委託先の情報セキュリティの管理体制が不十分であることを理由として、再委託先の変更又は中止を求めた場合にあっては、再委託先の変更又は中止をしなければならない。

（適正管理）

第6条 事業者は、本件業務に関する情報の滅失及び損傷の防止に努めるものとする。

（複写又は複製の禁止）

第7条 事業者は、本件業務に関する情報を、市の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

（無断持ち出しの禁止）

第8条 事業者は、本件業務に関する情報について、市の承諾なしに、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) この協定により指定された作業場所以外の場所に持ち出し、又は送付すること。
- (2) 電子メール、ファックスその他の電気通信（電気通信事業法第2条第1号に規定する電気通信をいう。）を利用して、この協定により指定された作業場所以外の場所に送信すること。

（情報セキュリティの維持、改善等）

第9条 事業者は、本件業務に関する情報及び情報システムの取扱いについて、機密性、完全性及び可用性を確保し、維持するために、次に掲げる管理策を講じなければならない。

- (1) マルウェアに対するリスクを最小限にするために、情報システムに対しセキュリティソフトの導入を許容するとともに、その定義ファイルについても常に最新の状態に維持されることを阻害してはならない。
- (2) 常に脆弱性等の情報を収集し、修正プログラムが公開された場合には、情報システムに対し対応策を講じなければならない。この場合において、事業者が開発し、又は開発させ市に納入している情報システムの改修が必要となるときは、市と対応策を協議するものとする。

(3) 本件業務に関する情報を含む情報の流出、改ざん、消失及び不正利用を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(4) その他、情報セキュリティの維持のために必要と認められる場合、市と協議の上、対応策を講じなければならない。

2 事業者は、前項の規定により講じている管理策の内容を定期的に報告しなければならない。

3 事業者は、この特記事項に基づく報告、情報セキュリティの管理体制、実施事項に関する書類を整備しておかなければならない。

（情報セキュリティインシデントへの対応等）

第10条 本件業務に関し情報セキュリティインシデントが発生したときは、事業者は、直ちに、市に報告するとともに、市の指示に従い、その対応策を講じなければならない。

2 事業者は、前項の規定により対応策を講じたときは、その内容を市に報告しなければならない。

3 市は、本件業務に関する情報セキュリティインシデントが発生した場合であって、必要があると認めるときは、当該情報セキュリティインシデントの公表を行うことができる。

（情報セキュリティの管理体制）

第11条 事業者は、第1条に規定する情報セキュリティの管理体制の内容について市と協議しなければならない。

2 前項の情報セキュリティの管理体制には、情報セキュリティ担当責任者及び担当者の職及び役割を明確にしておかなければならない。

3 事業者は、本件業務を担当する者に対して、情報セキュリティに関する教育及び情報セキュリティインシデントに対する訓練を実施するものとする。

（不要な情報の返却又は廃棄）

第12条 事業者は、本件業務に関する情報のうち、不要となったものについては、直ちに、返却又は復元できないような形で廃棄しなければならない。

2 事業者は、前項の規定により本件業務に関する不要な情報を廃棄したときは、書面をもって市に報告するものとする。

（報告の徴収及び立入検査等）

第13条 市は、情報セキュリティの維持・改善を図るため、事業者に対し、必要に応じて本件業務に係る情報セキュリティ対策について報告を求めることができる。

2 市は、情報セキュリティの維持・改善を図るために必要な範囲において、指定した職員に、本件業務と係わりのある場所に立ち入り、事業者が講じた情報セキュリティ対策の実施

状況について検査させ、若しくは関係者に質問させ、又はその情報セキュリティ対策が情報セキュリティの維持・改善を図るために有効なものであるか等について調査をさせることができる。

3 事業者は、市から前項の規定による立入検査の申し入れがあった場合は、これに応じなければならない。

（損害賠償義務）

第 14 条 事業者は、事業者又は再委託先が本取扱特記事項に定める規程を遵守せず、情報を漏えい、滅失、毀損、不正使用その他の違反によって市又は第三者に生じた一切の損害について、賠償の責めを負う。